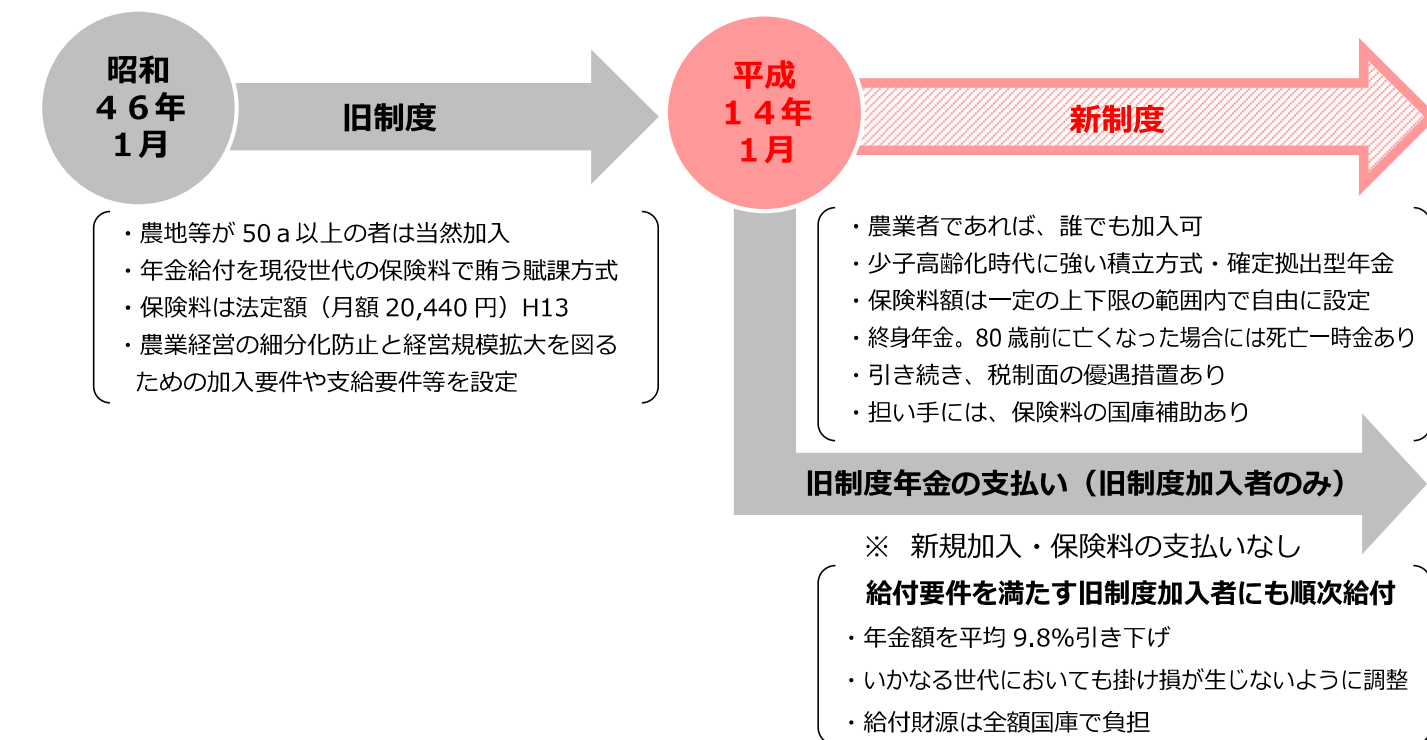


農業者年金制度 はやわかり

第1 旧制度から新制度へ

農業者年金制度は、昭和 46 年に発足し、農業者の老後生活の安定を図るとともに、適期の経営移譲を通じて農地保有の合理化にも寄与してきました。しかしながら、農業の担い手不足や高齢化等の進行を背景に、加入者数の減少や保険料の収納率が低下しました。

このため、平成 14 年から財政方式を、それまでの賦課方式から、加入者数・受給者数等に左右されにくい積立方式に変更するとともに、加入方式も、強制加入から任意加入へと変更しました。

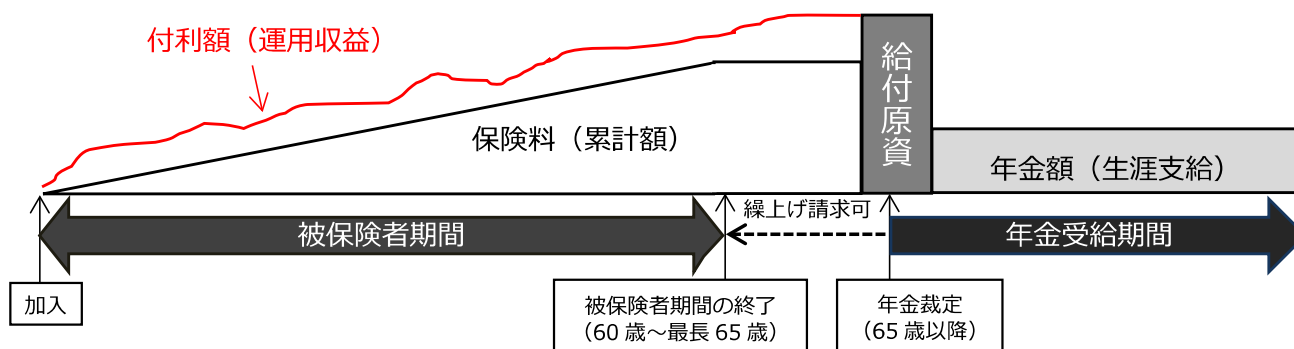


第2 新制度の農業者年金 (農業者老齢年金、特例付加年金)

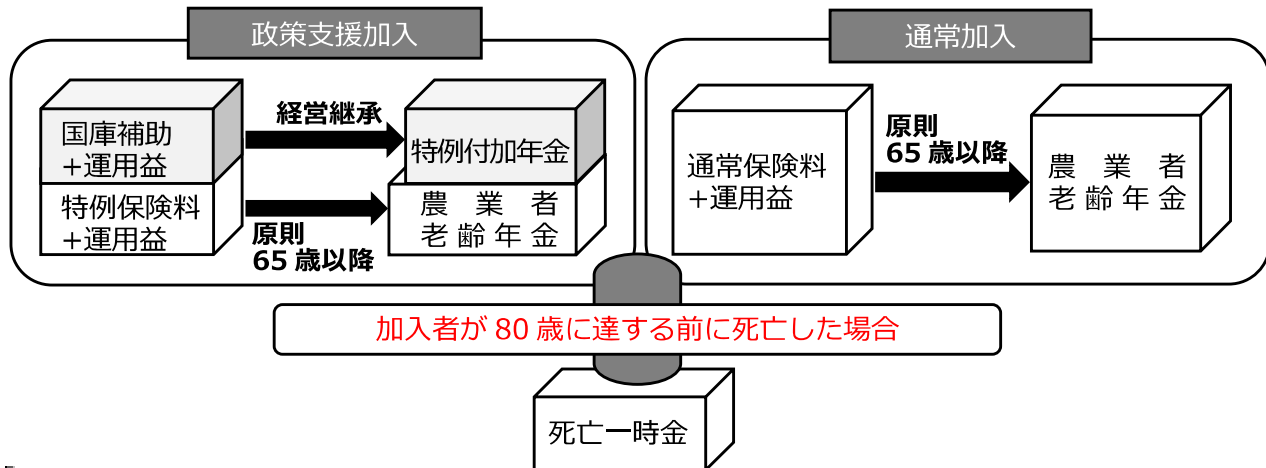
1 制度の概要

- 被保険者が積み立てた保険料等とその運用収益に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金
- 給付の種類は、農業者老齢年金、特例付加年金、死亡一時金の 3 種類
- 農業者老齢年金は、通常保険料、特例保険料、運用収益の総額を基礎とする終身年金
- 特例付加年金は、国庫補助額とその運用収益を基礎とする終身年金

新制度年金のイメージ



保険料と給付との関係



2 被保険者の資格

I 加入要件

次の年齢要件、国民年金の要件、農業上の要件を満たせば、誰でも加入することができます。

年齢要件 …… 20歳以上65歳未満

国民年金の要件 …… 国民年金の第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと。）
60歳以上65歳未満で加入する場合には国民年金の任意加入被保険者

農業上の要件 …… 年間60日以上農業に従事する者

※ 旧制度のように、一定面積以上の農地を保有すること等の要件はありません。
農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければなりません。

II 加入の種類

通常加入

政策支援を受けずに加入する方法で、加入要件を満たした者が幅広く加入できます。また、年金の受給に当たって、加入期間の要件もありません。

保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）～6万7千円の範囲で自由に設定できます（千円単位）。

政策支援加入

次の（1）～（3）を満たし、かつ下表（補助対象者の区分表）のいずれかを満たす者が加入できます。なお、保険料は固定となります。

（1）20年要件

次の3つの期間を合算した期間が20年以上であることが必要です。なお、旧制度加入者は旧制度の保険料納付済期間等も合算することができます（脱退一時金及び特例脱退一時金受給者を除く）。

- ・ 政策支援の申し出をした日から60歳までの期間
- ・ 政策支援の申し出をした日以前における新制度保険料納付期間

・新制度におけるカラ期間

カラ期間とは

農業者年金の被保険者は、被用者年金に加入し国民年金第2号被保険者となったときや国民年金保険料の免除該当者となったときは農業者年金被保険者資格を喪失しますが、次の期間は、農業者年金の政策支援加入要件である20年に算入できることとしており、この算入される期間をカラ期間といいます。特例付加年金の支給要件でも同様にカラ期間が認められていますが、この期間は年金の額の算定には反映されません。

① 短期被用者年金期間

※ 出稼ぎ等を退職した日の翌日又は60歳到達月の前月から起算して、過去1年間において農業者年金の被保険者期間が4ヶ月以上、被用者年金8ヶ月以下であること。

② 特定被用者年金期間

※ 農業に従事していた期間のみ10年を限度。旧制度と合算して10年。

③ 農林漁業団体役員期間

④ 農業法人構成員期間

⑤ 特例事業所期間

⑥ 国民年金保険料免除期間

※ 農業に従事していた期間のみ。

(2) 所得要件

必要経費等控除後の農業所得が900万円以下であること。

(3) 年齢要件

旧制度の保険料納付済期間等を合算して20年要件を満たす旧制度加入者は、昭和22年1月2日以降生まれの者であること。

補助対象者の区分表

区分	補 助 対 象 者	国庫補助額(特例保険料額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は区分2の要件を具備している経営者と家族経営協定を締結し、経営に参画しているその配偶者又は直系卑属		
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
5	35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者		—

補助期間

次の、①と②を併せて最大20年間

- ① 35歳未満は、要件を満たしている全ての期間
- ② 35歳以上は、要件を満たしている期間のうち10年を限度

3 受給要件

農業者老齢年金

65歳～75歳未満のご自身が受給を開始したい年齢で裁定請求したときから支給されます。75歳到達日まで請求しなかった場合は、75歳到達月の翌月から支給されます。また、60歳～64歳の間で繰上げ受給を選択することも可能です。なお、旧制度のような20年要件はないため、保険料納付期間が短くても、相当する額の年金が支給されます。

なお、制度改正日（令和4年4月1日）の前日までに65歳以上に達している方は、65歳より給付されます。

特例付加年金

次の全ての要件を満たした者が裁定請求したときから支給されます。60歳～64歳の間で繰上げ受給する場合には、農業者老齢年金を併せて繰上げ受給することとなります。

なお、制度改正日（令和4年4月1日）の前日までに65歳以上に達している方は、次の全ての要件を満たしたときから支給します。

20年要件

次の期間を合算した期間が20年以上であること。なお、昭和22年1月2日以降生まれの旧制度加入者は、旧制度の保険料納付済期間等を合算できます。

- ① 新制度における60歳までの保険料納付済期間
- ② 新制度におけるカラ期間

年齢要件

原則として65歳に達したこと。経営継承後60歳以降は、繰上げ受給可。経営継承が65歳以降になった場合には、特例付加年金は経営継承されたとき、又は経営継承後のご自身が受給を開始したい年齢から受給できます。

経営継承等の要件

① 農業を営む者でなくなること

農地・採草放牧地又は特定農業用施設において農業を営む者は、適格な第三者又は後継者に対して権利移転等を行って農業経営から引退すること。

※ 特定農業用施設とは、残存耐用年数が10年以上の畜舎又は温室。

※ 残存耐用年数が10年未満の畜舎又は温室（一般農業生産施設）だけを使って農業を営む者は、その施設を経営継承するほか、供用廃止又は用途変更して農業経営から引退すること。

※ 特例付加年金を請求するまでに、農業を営む法人の常時従事たる構成員でなくなる。ただし、持分（株）等は処分する必要なし。

② 経営継承の相手方

第三者への経営継承

- ① 60歳未満の農業経営者
- ② 60歳未満の新規就農者で通算3年又は直近1年以上農業に従事していた者
- ③ 農業法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、JA等

後継者への経営継承

60歳未満の直系卑属の一人又は直系卑属の配偶者で通算3年又は直近1年以上農業に従事していた者

※ 一般農業生産施設は、処分相手方の要件なし。

※ 第三者及び後継者の両方に経営継承が可能。

③ 諸名義の変更

次の名義の変更も必要。

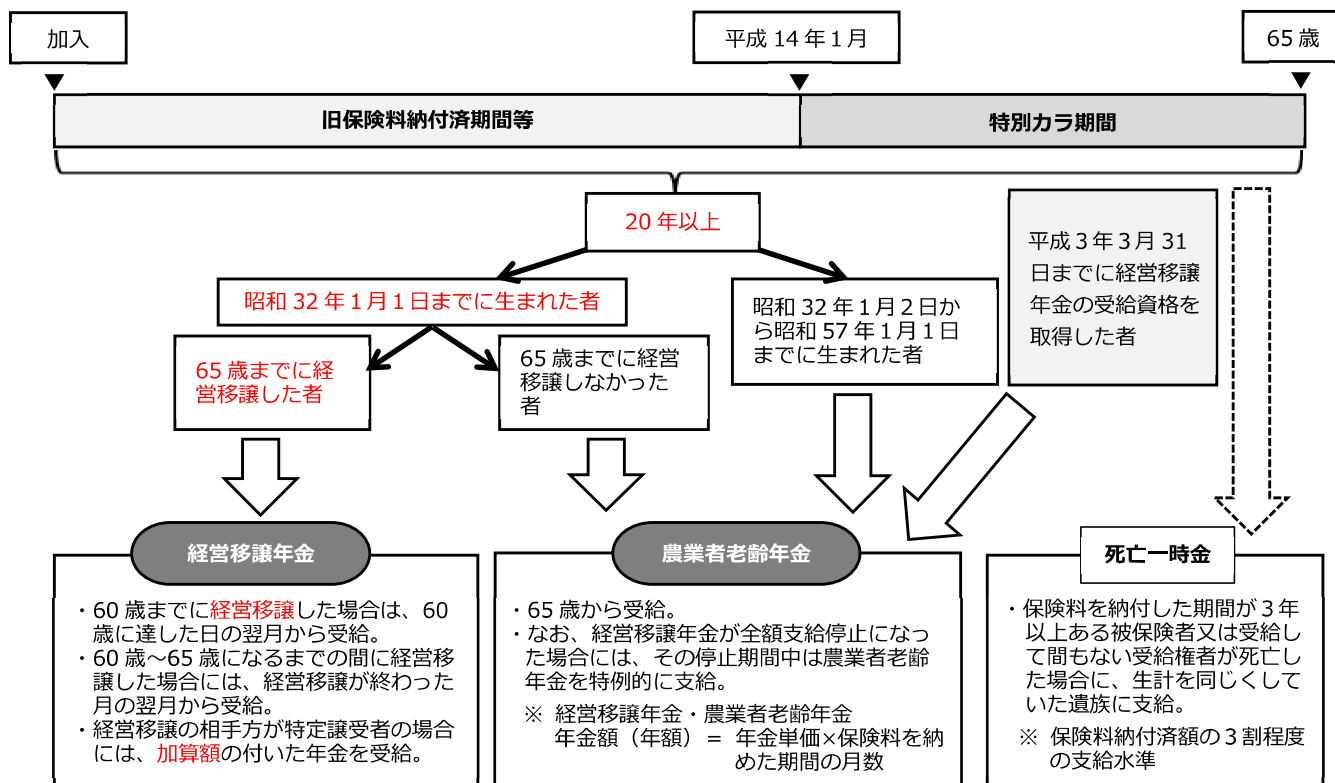
- ① 農業共済の名義
- ② 経営所得安定対策等交付金の申請名義
- ③ 農業所得の納税申告名義

第3 旧制度の農業者年金（農業者老齢年金、経営移譲年金、死亡一時金）

1 制度の概要

平成13年12月までに旧制度年金の保険料を納めた期間等と、平成14年1月から65歳に達する日の属する月の前月までの期間を合算して20年以上ある者を対象に給付しています。また、昭和32年1月1日までに生まれた方は経営移譲年金の対象となります。昭和32年1月2日以降に生まれた方は農業者老齢年金のみの受給となります。なお、昭和22年4月1日以降に生まれた方の経営移譲年金（基本額）と農業者老齢年金の単価は同額です。

旧制度における給付の種類は、経営移譲年金、農業者老齢年金及び死亡一時金の3種類です。



2 農業者老齢年金

旧保険料納付済期間等と特別カラ期間を加えた期間が20年以上ある人が受給できます。昭和32年1月2日以降に生まれた人は全て旧制度の年金を農業者老齢年金のみで受け取ることとなっています。

農業者老齢年金のみを受給される方は、支給停止の心配はありません。

3 経営移譲年金

I 経営移譲

経営移譲とは、①「基準日」現在で、農業経営に供している所有農地や借入農地等が30a（道南を除く北海道1ha、沖縄県20a）以上ある人が、②これら農地等を基準日*後1年間に後継者か第三者に権利移転等（貸付けは10年以上）をして、農業経営から引退することをいいます。

※ 基準日とは、経営移譲終了（農地等の権利を処分し終わる日）の日の1年前の日

後継者に一括移譲	第三者に一括移譲	後継者と第三者に分割して移譲
次に掲げる2つの要件を満たす後継者 ① 直系卑属の一人又は直系卑属の配偶者で、60歳未満の者 ② 経営移譲の終了日までに、通算3年以上又は引き続き1年以上農業に従事していた者 ※ 農業に従事して期間には、①大学、高校等で農業を学んだ期間、②学生、サラリーマン等で繁忙期等に農業に従事していた期間も含む。	次に掲げる60歳未満の者又は法人 ※ 経営移譲の相手方は複数可。 なお、自留地（10a以内※1）も認められる。 ○ 農業者年金の被保険者相当者等 ○ 農業経営者（経営移譲後30a以上※2） ○ 新規参入者（左の②＋経営移譲後30a以上※2） ○ 農地所有適格法人の構成員であって、その法人の事業に常時従事する者（その法人の一人当たり農地等面積とその構成員が保有する農地等の面積の合計が50a以上※3） ○ 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業法人、JA等	○ 後継者は、国民年金第2号被保険者（サラリーマン後継者）。 ○ 第三者は、左に掲げる者のうち、特定譲受者に該当する者。 ○ 第三者へ分割移譲する農地の面積は、1/2以上かつ30a以上（※2）。 ○ 自留地は認められない。
		※1 道南を除く北海道20a以内 ※2 道南を除く北海道1ha以上、沖縄県20a以上 ※3 道南を除く北海道2ha以上

Ⅱ 加 算 額

加算付年金の受給には、次の**特定譲受者**に経営移譲することが必要。

※ 分割移譲の場合は、第三者への処分面積が3/4以上かつ30a以上（道南を除く北海道1ha以上、沖縄県20a以上）であること。

なお、使用収益権の消滅（借入地の貸主への返還）、土地収用法その他法律により収用等された場合に
も加算付年金の対象となります。

相手が第三者の場合

- ① 60歳未満の農業者年金の被保険者相当者
- ② 60歳未満の農業に従事する人であって、次のいずれかに該当する人
 - ア 農業者年金の被保険者相当者となることが確実と認められる人
 - イ 特定短期被用者年金被保険者
- ③ 国民年金2号被保険者である40歳未満の農地所有適格法人の構成員で農業に常時従事している者
- ④ 農地中間管理機構、農業法人、JA等

相手が後継者の場合

上記の①又は②に該当する者

被保険者相当者とは次の要件を満たす者

- ① 60歳未満の国民年金第1号被保険者であること
- ② 経営移譲年金の受給者でないこと
- ③ 次のいずれかに該当すること
 - ア 50a以上※1の農地等で農業経営を行っている人
 - イ 30a以上50a未満※2の農地等で農業経営を行っている人で作目別年間労働時間が700時間以上※3の人
 - ウ 農地所有適格法人の事業に常時従事する者で、法人の一人当たり面積と自己が経営している農地等の面積の合計が50aを超える人

※ 後継者の場合には、上記に加え、①経営移譲の終了日までに、通算3年以上又は引き続き1年以上農業に従事していたこと、②経営移譲を受けた後に耕作又は養畜の事業に常時従事することが必要となります。

※1 道南を除く北海道2ha以上

※2 道南を除く北海道1ha以上2ha未満、沖縄県20a以上

※3 沖縄県500時間以上

第4 支給停止事由（経営移譲年金・特例付加年金）

1 経営移譲年金（旧制度）

支給停止の考え方

- 後継者移譲と第三者移譲、また加算額と基本額では、支給停止事由や支給停止除外事由が異なります。
- 基本額の場合、特定処分対象農地等以外の農地等は、返還されても農業経営再開しない限り支給停止にならず、転用・処分に制約がありません。
- 経営移譲から10年経過し、使用収益権の期間が満了した場合、再設定または所有権の移転等の適切な措置を行わないと支給停止になります。

※「特定処分対象農地等」とは、経営移譲時に後継者に使用収益権の設定をした農地等をいいます（特例付加年金も同じ）。

※「特定処分対象農地等以外の農地等」は、次の農地をいいます。

- ・ 第三者に経営移譲した農地等
- ・ 後継者死亡により返還を受けた農地等
- ・ 貸借により後継者に経営移譲したが、その後贈与した農地等
- ・ 経営移譲後に相続等で他から取得した農地等
- ・ 経営移譲から10年経過し期間満了後に再設定済の農地等
- ・ 経営移譲の基準日以前から貸し付けていた農地等

基本額年金の支給停止

- ① 受給権者が60歳未満であるとき
- ② 農業経営を再開したとき
⇒ 農地等の処分により支給停止事由は消滅（要件なし。転用可）
- ③ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主となったとき
⇒ 持分処分により支給停止事由は消滅
- ④ 特定処分対象農地等の返還を受けたとき
※ 返還日に支給停止。「支給停止除外事由」に該当する場合には、支給停止にならないが届出が必要。
⇒ 返還農地等の全部を当該後継者に再処分すれば支給停止事由は消滅（他の後継者、第三者を除く）
- ⑤ 特定処分対象農地等を後継者が処分したとき
※ 支給停止除外事由を除く。
- ⑥ 特定処分対象農地等を受給権者に返還せず、譲受後継者が移転・設定したとき

加算付年金の支給停止

- 基本額が支給停止のときは、加算額も支給停止。
- 加算付年金を受給する際に貸し付けていた農地等が返還され、1年以内に特定譲受者に処分されないとき（1年後に支給停止）。
⇒ 返還から1年以内に、特定譲受者に農地等として処分（貸借は10年以上）すれば支給停止消滅

支給停止除外事由

特定処分対象農地等の返還による主な支給停止除外事由

- ① 後継者が障害・死亡
- ② 土地収用法等によって収用又は使用
- ③ 災害により農業を行うことが困難
- ④ 受給権者の住宅用地への転用
- ⑤ 砂利採取等による一時転用
＜以下の事由は1年以内に該当すること。＞
- ⑥ 農業用施設用地への転用
- ⑦ 買換又は交換（返還を受けた農地等を第三者に処分し、処分し面積の8割以上を後継者に処分）
- ⑧ 借換（返還された農地等を第三者に貸付けし、代替農地（8割以上）を後継者に処分）
- ⑨ 他の直系卑属又は第三者（60歳未満）に対し、経営移譲をやり直す。
※ 加算付年金を受給している場合、特定譲受者以外の者に処分すると、返還から1年経過後に加算額部分が支給停止。
- ⑩ 分家住宅等（譲受後継者以外の直系卑属）への転用
※ 全農地の返還であること。分家住宅用地以外の農地等は、譲受後継者又は分家住宅の処分相手方以外の後継者に返還後1年以内に経営移譲をやり直す。
※ 加算付年金を受給している場合、再処分時に後継者が特定譲受者であること。
- ⑪ 後継者住宅への転用
- ⑫ 基盤強化法による利用権設定（10年以上）等による利用集積
※ 相手方は、特定譲受者である第三者であること。
- ⑬ 分割移譲によるやり直し（返還農地を第三者に経営移譲）
※ 基本額年金は1/2以上の返還、加算付年金は3/4以上の返還であること。
※ 後継者はサラリーマン（農業従事150日未満、国民年金第2号被保険者）状態であること。第三者は、特定譲受者であること。
- ⑭ 生活環境施設（集会施設、集落道、公園等）への転用

特定処分対象農地等を後継者が処分した場合

- 経営移譲のやり直し（貸借は10年以上）
※ 加算付年金を受給している場合、やり直しの相手方は特定譲受者であること。

2 特例付加年金（新制度）

支給停止となる場合

- ① 農業を営む者となったとき
 - ・ 自留地での農業経営再開（農産物の販売・出荷）
 - ・ 農地等の取得（3ヶ月以内に他者に処分する場合を除く）
 - ・ 相続農地等での農業経営再開 など
 - ⇒ 農地等の処分等により支給停止は消滅（処分の相手要件なし）
- ② 特定処分対象農地等または特定農業用施設の返還から1年経過したとき
- ③ 特定処分対象農地等または特定農業用施設を転用・転用目的で処分をしたとき
- ④ 特定処分対象農地等または特定農業用施設を受給権者に返還せず、譲受後継者が移転・設定したとき
- ⑤ 特定処分対象農地等について、返還を受け遊休農地に関する利用意向調査を受けたとき

※ ②～⑤については、支給停止除外事由に該当すれば支給停止になりません。

旧制度との違い

- 特定農業用施設（残存耐用年数が10年以上の畜舎・温室）も経営承継の対象。これに伴い、支給停止要件に返還を追加。
- 自留地による農業経営再開は支給停止
- 遊休農地の利用意向調査により支給停止
- 特定処分対象農地等返還による支給停止が1年（条件不利地は2年）経過後（農業再開、転用等を除く）に該当

支給停止除外事由

経営移譲年金の支給停止除外事由とほぼ同じ。ただし、次の点が異なる。

旧制度の除外事由を廃止

- ① 後継者の死亡・障害
 - ⇒ 譲受適格者への適格処分、あっせんの申出により対応
- ② やり直し経営移譲、分割移譲によるやり直し、利用集積
 - ⇒ 譲受適格者への適格処分により対応

旧制度の除外事由を緩和

- 分家住宅への転用
 - ⇒ 転用部分のみの返還で可（経営移譲年金は全農地等要返還）

新制度のみの除外事由

- ① 基金の承認を受けて処分（事前に農業委員会から基金に承認申請）
 - 公共の福祉の増進
 - ⇒ 公的機関又は地方公共団体の長の意見書が必要
 - 災害等による緊急支出の充当
 - ⇒ 処分に係る対価の過半を当該支出に当てたことを確認
- ② 農業委員会、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体へあっせんの申出（保安全管理）
 - ⇒ あっせん申出及び保安全管理の継続期間中は支給停止除外
 - ⇒ あっせん成立した場合は、あっせん結果を尊重して譲受適格者以外の処分でも支給停止とならない。
 - ※ あっせん不成立の場合は、支給停止。
- ③ 譲受適格者への適格処分（貸借は10年以上）
 - 譲受適格者が第三者の場合（自留地は残せない）
 - ・ 60歳未満の農業経営者
 - ・ 60歳未満の新規就農者で通算3年又は直近1年以上の農業従事者
 - ・ 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、J A、農業法人等
 - 譲受適格者が後継者の場合
 - ・ 60歳未満の直系卑属の一人又は直系卑属の配偶者（両方でも可）で通算3年又は直近1年以上の農業従事者

第5 農業者年金加入から年金受給者が死亡するまでの主な事務手続き

手続きの流れ	農 業 者 等	農 業 者 年 金 基 金
 加入推進活動 	※基幹的農業従事者数：27万4千人 （2020農業センサス20歳～59歳） ・新年金加入者数：約13万6千人 うち被保険者数：約4万4千人 （R6.2現在） ・R4年度新規加入者数：2千2百人	（業務全般） ○年金事業の運営及び業務データの管理等 ○農委、J Aに業務の一部を委託 ○農業者年金業務委託手数料を交付 （加入推進活動） ○パンフレット等の普及資料や業務手引き等の作成、研修会等の開催。
被保険者の資格取得 法第11条～16条、45条	○加入申込書の提出〔J A・農委〕 ※通常加入（様式第1号）と政策支援加入（様式第2号） ○資格喪失、住所変更等の届出〔J A〕 ※〔 〕は提出機関。以下同じ	○被保険者資格の審査 ○農業者年金被保険者証の交付 ○農業者年金被保険者名簿を農委・J Aに送付 ※ システム利用機関を除く ○政策支援加入者のフォローアップ ・政策支援要件の不該当予定者リスト等を農委・J Aに送付
保険料の納付 法第44条～48条	○保険料の納付（毎月納付、前納納付） ○保険料の納付方法及び保険料の額の変更申出〔J A〕 ○口座変更、口座振替再開の申出〔J A〕 ○保険料請求猶予の申出・撤回〔J A〕 ○還付金の返還請求〔基金〕	○保険料の口座振替、口座振替の停止、還付手続き等 ○農林中央金庫への口座振替事務の委託 ○口座振替不能者・停止者等のリストをJ Aに送付
経営移譲・経営継承 ＜経営移譲年金・特例付加年金＞ 法第31条 （旧法第42条、43条）	○実体を伴った経営移譲等 ・農地等・農業用施設の権利名義の変更 ・農業共済の加入名義の変更 ・経営所得安定対策等交付金の申請名義の変更 ・農業所得の納税申告名義の変更 ○農業を営む者でなくなったことの届出〔農委〕（特例付加年金）	○経営移譲等の確認（農業委員会、基金） ・「農業を営む者でなくなったことの届出」時 ・裁定請求時 ・第1回目の現況届時
年金の請求 法第20条、58条 （旧法第34条、76条）	○裁定請求書の提出〔J A〕	○裁定請求の勧奨 ・未裁定者リストを農業委員会・J Aに送付 ○受給権の裁定（受給要件の審査） ○農業者年金証書の交付（裁定通知） ○受給権者カードを農委に送付
年金の受給 法第18条～34条 （旧法第32条～49条の2）	○年金の受給 ○住所変更、口座変更等の届出〔J A〕 ○基本額・加算額の支給停止事由の該当又は消滅に関する各種届出〔J A〕 ○過払給付金の返納	○受給者への支払通知 ○年金の振込不能者リストを農業委員会・J Aに送付 ○年金の支給、支給停止、支給再開 ※ 支給停止事由の該当・消滅の審査 ○年金額の改定・変更 ○受給者への過払給付金の請求・調整
現況届の提出（毎年） 法第60条、規則41条、42条 （旧法79条、旧規則第38条、39条）	○現況届の提出〔農業委員会〕	○現況届提出対象者一覧表、再確認該当者リスト、現況届未提出者一覧表等を農業委員会に送付 ○現況届用紙を受給権者に送付 ○届出がない場合の督促、年金の支払差止め等
死亡の届出 法第22条、30条、33条、35条～39条、60条 （旧法第37条、45条、49条、54条～56条の2、61条、79条）	○死亡関係届出書の提出〔J A〕 ○死亡一時金、未支給給付の請求〔J A〕 ○失権に伴う過払給付金の返納	○日本年金機構との受給者死亡情報の突合（結果を農委に送付） ○受給者の失権処理 ○死亡一時金等未請求者リストを農委・J Aに送付 ○失権に伴う過払給付金の返還請求

農 業 委 員 会	農 業 協 同 組 合
(業務全般) ○基金からの受託業務の実施 ○被保険者、受給権者等からの相談対応等 (加入推進活動) ○戸別訪問や集落説明会等の場で普及資料を配付、制度説明 ○農業者組織（生産組合、集落営農組織等）内での普及推進 ○研修会等の開催	
○ J A 経由の資格関係各種届出書の受付、点検、補正、要件確認、所要事項の記入及び基金への送付（農委受付の加入申請書も同処理。J A に送付） ○国民年金被保険者資格の点検・確認 ○政策支援加入者のフォローアップ	○資格関係各種届出書の受付、点検、補正、所要事項の記入及び農業委員会への送付（農委から送付された加入申請書は基金に送付） ○政策支援加入者のフォローアップ
<加入申請を最初に受付した機関> ○農業者年金に関する重要事項説明	○国民年金の付加保険料納付届出指導
○直接還付に係る申出書の受付、基金への送付。	○各種申出書等の受付、基金への送付。 ○直接還付に係る申出書の受付、農委への送付。 ○口座振替不能者・停止者等に対するフォローアップ
○事前相談会等の開催 ○経営移譲等の確認 ○経営移譲管理カードの作成・保管 ※ 第1回目の現況届送付時にその写しを基金に送付 ○「農業を営む者でなくなったことの届出」の受付、補正等を行い基金に送付 ○年金受給に係る重要事項説明	○事前相談会等の開催 ○経営移譲管理カードの作成
○未裁定者への裁定請求の勧奨 ○特例付加年金は、農地等及び農業用施設を処分して農業経営を廃止していることも確認 ○ J A 経由の裁定請求書等の受付、点検、補正、受給要件の確認等を行い基金に送付	○未裁定者への裁定請求の勧奨 ○裁定請求書等の受付、点検、補正を行い、農業委員会に送付 ○年金受給に係る重要事項説明
○年金の振込不能者に対する各種手続きの勧奨 ○ J A 経由の年金受給に係る各種届出書の受付、点検、補正、支給停止事由の該当・消滅要件の確認等を行い基金に送付	○年金の振込不能者に対する各種手続きの勧奨 ○年金受給に係る各種届出書の受付、点検、補正を行い、農業委員会に送付
○現況届について、経営承継等の内容確認、必要事項の記入（証明）及び基金への送付 ○第1回目の現況届送付時に、経営移譲管理カードの写しを基金に送付 ○未提出者に対する催促 ○現況届未定出者一覧表（未提出理由を記入）を基金に送付 ○年金の差止者の調査	○相談活動以外の対応なし
○受給者の死亡調査及び死亡関係届出書の提出勧奨 ○ J A 経由の死亡関係届書等の受付、点検、補正、所要事項の記入及び基金への送付 ○死亡一時金等未請求者への請求手続き勧奨	○死亡関係届出書等の受付、点検、補正、所要事項の記入及び農業委員会への送付 ○死亡一時金等未請求者への請求手続き勧奨